（老人デイサービスセンター等の設置の届出）

第一条の十四　法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　施設の長の氏名

五～七　（略）

（削る）

2　国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。

（削る）

（削る）

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）

第二条　法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

（削る）

二～六　（略）

（削る）

（削る）

（老人デイサービスセンター等の設置の届出）

第一条の十四　法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

五～七　（略）

2　市町村は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一　土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

二　当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

3　国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一　前項第一号に掲げる書類

二　定款その他の基本約款

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）

第二条　法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　施設の地理的状況

三～七　（略）

八　地方独立行政法人が設置する場合にあつては、資産の状況を記載した書類

2　市町村は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一　土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

2　地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請）

第三条　法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、申請者の登記事項証明書を添えなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第三条の二　法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一条の十四第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項とする。

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出）

第四条　法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

（削る）

2　地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

（削る）

（削る）

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請）

第三条　法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項及び資産の状況を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　前条第二項第一号に掲げる書類

二　定款その他の基本約款

三　施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第三条の二　法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一条の十四第一項各号に掲げる事項とする。

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出）

第四条　法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　土地又は建物に係る権利関係